

令和5年度 指定障害福祉サービス等事業者 集団指導研修(就労系)

令和5年11月

広島市健康福祉局障害福祉部

障害自立支援課

目次

1. 実地指導における主な指導事項
2. 障害者虐待防止及び身体拘束の適正化
3. 変更届・体制届
4. 従業者の員数等を算定する場合の利用者の数の考え方
5. サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(サビ児管)に関する取扱い
6. 就労支援事業に関する会計処理の取扱い
7. 事業所とは別の場所で行われる支援
8. 加算・減算
9. 福祉・介護職員処遇改善
10. 利用者負担額の受領
11. 補助金
12. 就労系サービスにおける主な通知等

1 実地指導における主な 指導事項

1 実地指導における主な指導事項

(1) 変更の届出

□ 届出内容に変更があった場合は、変更後、10日以内に届け出る必要があるにもかかわらず、変更の届出が行われていない。

※ 変更の届出が必要なもの

事業所の名称、所在地、管理者・サービス管理責任者、運営規程、平面図 等

(2) 運営規程

□ 虐待の防止のための措置に関する事項を、運営規程において定めていない。

□ 利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、運営規程において定めていない。

※ 広島市障害者総合支援法施行条例で定める独自基準において、規定を義務付けている。

1 実地指導における主な指導事項

(3) 契約書・重要事項説明

① 共通

- 根拠法が、古い法令(障害者自立支援法)になっている。
※ (正)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)
- 記載漏れ(日付・名前等)や押印漏れがある。

② 契約書

- 契約期間を経過しているにも関わらず、サービスを継続している。
- 契約の主体が、法人ではなく事業所・管理者となっている。

③ 重要事項説明

- 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、説明していない・説明が不足している。
※ 運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況など利用者が事業所を選択するために必要な重要事項
- 重要事項説明の後、利用者から内容に関する同意を得ていない。
- 行政相談窓口「広島県国民健康保険団体連合会」と記されている。
※ 介護保険サービスのみ対象のため、記載されている場合は削除すること。

1 実地指導における主な指導事項

(4) 掲示

□ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示していない又は閲覧可能な形でファイル等で備え置く等していない。

※ 利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

- ・ 運営規程の概要
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 従業員の勤務体制
- ・ 苦情処理の体制
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況等
- ・ 協力医療機関(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助及び障害者支援施設のみ)

(5) 秘密保持

□ 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するための必要な措置を講じていない。
また、退職後においてもこれらの秘密を保持するための必要な措置を講じていない。

□ 個人情報の使用について、利用者から文書(同意書等)による同意を得ていない。

1 実地指導における主な指導事項

(6) 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等

- 利用者に支払を求めることが適当な金銭の支払を求める際に、不適切な費用の徴収を行っている。
- 金銭の支払いを求める際に、用途や金額、金銭の支払いを求める理由について、書面により説明し、同意を得ていない(利用者負担額は除く。)

(7) 利用者負担額等の受領

- サービスを提供した際に、利用者から利用者負担額の支払を受けていない。
- 指定基準で定められている費目にそぐわない費用を利用者から徴収している。
食費、光熱水費、その他日常生活費を実費相当額以上に徴収している。
- 利用者へ領収証を交付していない。

1 実地指導における主な指導事項

(8) 給付費の額に係る通知

- 利用者に法定代理受領で受領した給付費の額を通知(代理受領通知)していない。
※ 利用者本人の費用負担がない場合も通知が必要。
- 給付費を受領するより前に代理受領の通知を行っている。

(9) 個別支援計画

- 個別支援計画が作成されていない。
※ サービス責任者でない者が作成している場合を含む。
- 作成後、利用者に説明していない又は文書による同意を得ていない(同意年月日等の記載漏れがある)。
個別支援計画書を利用者に交付していない。
- 作成年月日及び作成者名が記載されていない。
※ 職名(サービス管理責任者)も記載されていることが望ましい。
- 個別支援計画の内容が画一的で、利用者の障害の内容や年齢に沿った具体的な計画を作成していない。
個別支援計画に必要な項目が記載されていない。
- 支援内容の評価・見直しを各サービスで定められている期間内に行っていない。
必要に応じた計画の変更を行っていない。

1 実地指導における主な指導事項

(10) 支援内容及び記録

- 個別支援計画に基づいた支援がなされていない。
- 個別支援計画に基づいた支援の記録をしていない。
(利用者の様子の記録にとどまっている 等。)
- サービスの提供の都度記録し、利用者の確認を受けていない。※1

(11) 受給資格の確認等

- 利用者の受給資格を最新の受給者証により確認していない。
- 利用者の受給者証の別冊に、契約内容を記入していない。

(12) 事故発生時の対応

- 事故が発生した際、速やかに利用者の家族等及び障害自立支援課に連絡していない。
- 速やかに賠償を行うための措置(損害賠償保険の加入等)を講じていない。

※1 【厚生労働省HP】報酬算定構造・サービスコード表等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00016.html

1 実地指導における主な指導事項

(13) 請求に関すること

- 支援記録がない状態で給付費を請求している。
- 誤ったサービスコードで請求している。
- 利用者負担額の上限管理を行う際、利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書を市に提出していない。
※ 新規利用や受給者証更新、世帯管理開始時などは提出が必要。

(14) 加算・減算

- 要件を満たしていないにも関わらず、加算を算定している。
(必要な人員配置を満たしていない、必要な書類・記録等を整備していない 等。)
- 加算の算定要件を満たさなくなった際、障害自立支援課に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を提出していない。
- 人員配置欠如や定員超過の状態であるにも関わらず、減算していない。

(15) 給付費の算定及び取扱い

- サービス提供時間が極端に短い。

1 実地指導における主な指導事項

(16) 従業者の員数

- 基準上必要とされる人員配置を満たしていない。

(17) 定員超過

- 慢性的に定員を超過した状態で利用者を受け入れている。
※ 慢性的に定員を超過している場合は、定員の変更等を検討すること。

(18) 虐待の防止

- 虐待防止のための措置を講じていない。
 - ・ 虐待防止委員会の開催
 - ・ 虐待防止担当者の設置等 等
 - ・ 研修の実施

(19) 身体拘束等の禁止

- 身体拘束の適正化のための措置を講じていない。
 - ・ 身体拘束を実施する際の記録
 - ・ 指針の整備
 - ・ 身体拘束適正化委員会の開催
 - ・ 研修の実施 等

1 実地指導における主な指導事項

(20) 指定就労継続支援A型

- 基本報酬の算定方法に誤りがある。
- スコア表の点数にかかる記録が整備されていない。
- スコアの合計点及び詳細について、指定の様式でインターネットやその他の方法により、公表していない。
- 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていない。(改善が見られない場合、指定取消になる可能性もあるので、必ず満たすこと。)
- 広島県の最低賃金以上の賃金を支払っていない。
- 就労支援事業会計を作成していない。
- 施設外支援、施設外就労、在宅支援を実施するに当たり、それぞれの要件を満たしていない。
- 利用者と雇用契約を締結していない。
- 運営規程に、主な生産活動の内容、利用者の労働時間、月給、日給又は時間給を記載していない。

1 実地指導における主な指導事項

(21) 指定就労継続支援B型

- 基本報酬の算定方法に誤りがある。
- 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていない。
- 利用者に対し支払われる一月当たりの工賃の平均額が、3,000円を下回っている。
- 広島県に「事業所工賃向上計画」及び「工賃実績」を提出していない。
- 就労支援事業会計を作成していない。
- 施設外支援、施設外就労、在宅支援を実施するに当たり、それぞれの要件を満たしていない。

1 実地指導における主な指導事項

(22) 指定就労移行支援

- 基本報酬の算定方法に誤りがある。
- 就労支援事業会計を作成していない。
- 施設外支援、施設外就労、在宅支援を実施するに当たり、それぞれの要件を満たしていない。
- 一般就労に移行した利用者の雇用関係書類が保管されていない。

1 実地指導における主な指導事項

(23) その他

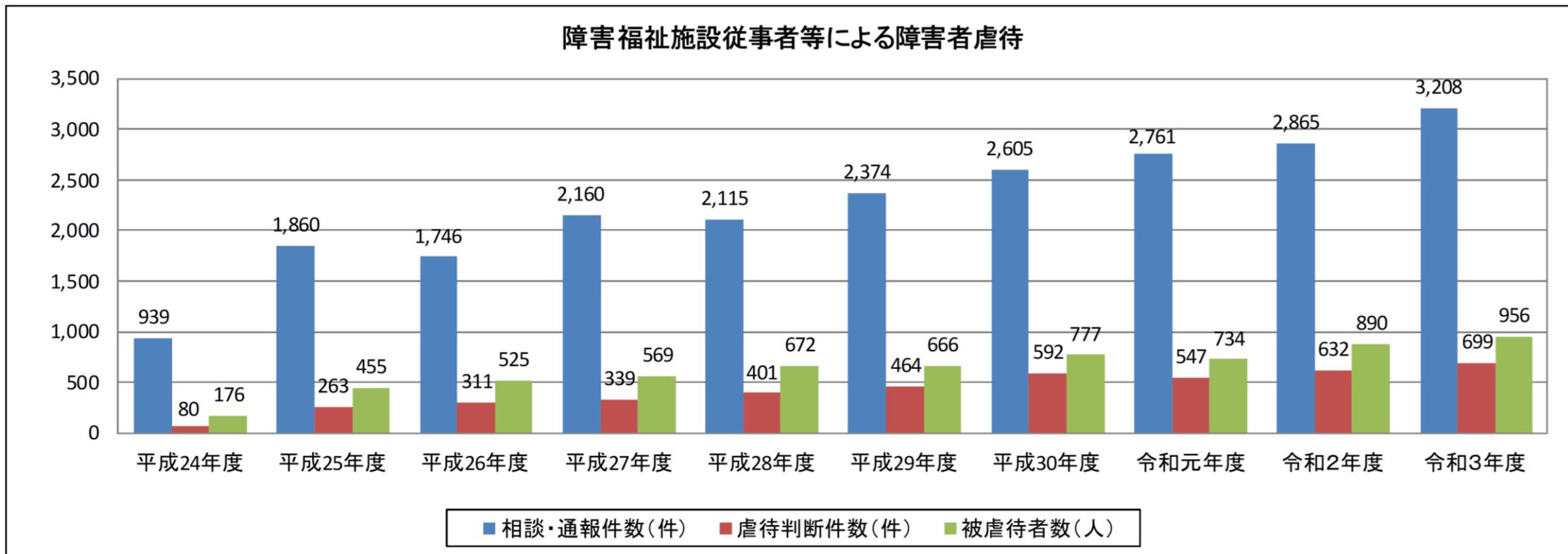
- 従業者の出勤簿が作成されていない。
(従業者として従事する役員等も含む。)
- 障害福祉サービス等情報公表システムについて、障害自立支援課に事業所情報の登録申請をしていない。
※ システム入力について不明な点がある場合、システム登録確認業務の委託先である「一般社団法人シルバーサービス振興会」へ問い合わせること。
【電話】082-254-9699
【メール】peqqu001@hiroshima-silver.or.jp

2 障害者虐待防止及び 身体拘束の適正化

2 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

(1) 近年の障害者福祉施設従業者等による虐待動向

*被虐待者が特定できなかった事例を除く



* 平成24年度は下半期のみのデータ

2 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

(1) 近年の障害者福祉施設従業者等による虐待動向

◆虐待行為の構成割合(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.8%	15.3%	42.2%	5.4%	5.0%

◆被虐待者の障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
16.5%	72.9%	15.3%	6.1%	1.4%

(出典)令和3年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告書

2 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

(1) 近年の障害者福祉施設従業者等による虐待動向

◆全国の虐待の発生要因上位5項(厚生労働省調査)

虐待発生要因(複数回答可)	
教育・知識・介護技術等に関する問題	71.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	56.8%
倫理観や理念の欠如	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%
人員不足や人事配置の問題及び関連する多忙さ	24.2%

(出典)令和3年度 障害者虐待防止法対応状況調査報告書

2 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

(2) 障害者虐待防止の取組

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記に記載の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

④ 運営規程の整備

運営規程には、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされている。

- 虐待の防止に関する責任者の選定
- 成年後見制度の利用支援
- 苦情解決体制の整備
- 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 虐待防止委員会の設置に関すること

2 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

(3) 身体拘束等の禁止

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。

◆身体拘束の具体的な内容

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の身体で利用者を抑え付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

(4) 身体拘束等の適正化を図るための取組

◆対象サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、指定障害者支援施設等、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、指定福祉型障害児入所施設、指定医療型障害児入所施設

◆取組内容

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 委員会の設置、委員会での検討結果を従業者に周知
- ③ 指針の整備
- ④ 研修の実施

2 障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化

(5) 通報義務

◆ 通報義務者

- 施設長、管理者
- サービス管理責任者等
- 虐待を受けたと思われる障害者を発見した人

◆ 市町村の通報先(広島市の場合)

- 広島市障害者虐待通報ダイヤル(24時間受付可能)
(TEL)082-542-5300 (FAX)082-542-5311
- 障害自立支援課 事業者指導係
(障害福祉サービス事業所の指定・指導担当部署)
(TEL)082-504-2841

3 変更届・体制届

3 変更届・体制届

(1) 変更届

指定内容に変更があった時は、変更後10日以内に届出が必要です。

(例: 法人の名称、事業所の所在地、管理者やサービス管理責任者等の氏名、運営規程 など)

事業所の所在地や平面図の変更等は、必ず事前に相談が必要が必要です。

届出すべき項目や添付書類については、資料集記載の「指定内容の変更に係る提出書類一覧」を確認してください。

◆ 提出にあたっての留意事項

- 原則事後提出です。変更前に提出しないようにしてください。
- 介護保険課の様式で提出する事業所が散見されます。所定の様式でご提出ください。
- 指定更新様式の中に掲載している様式もあります。下記様式掲載ページの「関連情報」からご確認ください。

◆ 様式掲載ページ

【広島市HP】指定障害福祉サービス事業等に係る変更届出書、廃止・休止届出書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18490.html>(ページ番号: 18490)

3 変更届・体制届

(2) 体制届

新規に指定障害福祉サービス等の提供を行う場合や、届け出た体制に変更があった場合は体制届の提出が必要です。添付書類は、資料集記載の「介護給付費等の算定に係る体制等の届出に関する添付書類一覧表」をご確認ください。(資料集参照)

◆ 提出にあたっての留意事項

- 新たに加算を取得する場合は、加算が始まる前月15日までにご提出ください。
- 提出日が16日以降の場合は、翌々月の1日から加算が始まります。

【加算等(算定される単位数が増えるもの)の算定開始日】

例	届出日	算定開始日
ケース①	令和5年11月15日 	令和5年12月1日
ケース②	令和5年11月16日 	令和6年1月1日

- 加算要件を満たさなくなった場合も体制届の提出が必要です。加算要件を満たさなくなった事実が発生した日から算定されなくなりますのでご注意ください。
- 事後に加算要件を満たさないことが発覚した場合は、給付費の返還が生じます。

◆ 様式掲載ページ

【広島市HP】介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書等の様式

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18722.html> (ページ番号: 18722)

3 変更届・体制届

(3) 休止・廃止・再開届

◆ 休止・廃止の場合

事業を休止や廃止する場合は、休止等の1か月前までに「廃止・休止・再開届」を提出してください。

届出に際し、利用者が必要なサービスを継続的に利用できるよう、希望や意向等を聴取し、次のサービス利用先などを調整してください。併せて、調整状況が確認できるものを提出してください。

【参考】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)【障害福祉サービスの場合】
(変更の届出等)

第四十六条

2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条

4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

◆ 再開する場合

休止した事業を再開する場合は、再開の日から10日以内に届け出てください。

◆ 様式掲載ページ

【広島市HP】指定障害福祉サービス事業等に係る変更届出書、廃止・休止届出書

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18490.html> (ページ番号: 18490)

4 従業者の員数等を算定する 場合の利用者の数の考え方

4 従業者の員数等を算定する場合の利用者の数の考え方

(1) 原則

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

平均利用者数＝前年度の全利用者延べ利用日数÷開所日数(小数点第2位以下切り上げ)
(就労定着支援・自立生活援助は、全利用者の延べ利用月数÷開所月数)

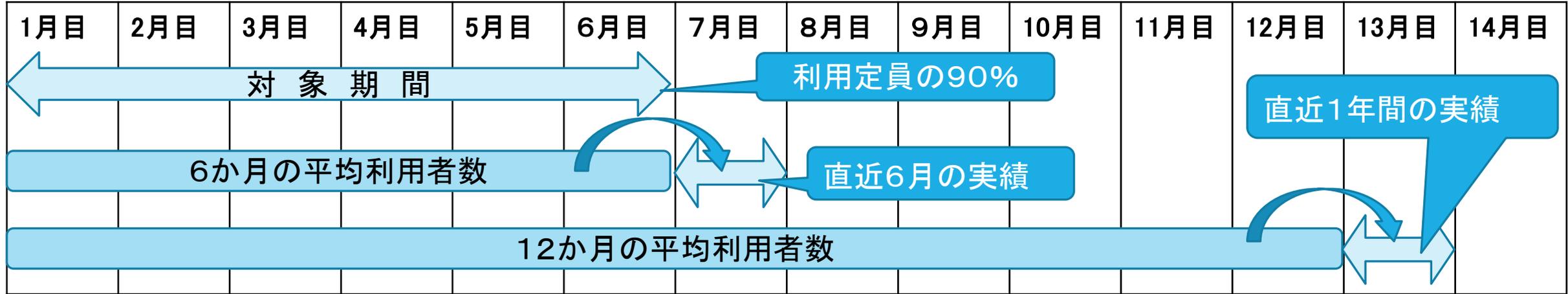
R4	R5												R6			
5/1	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1			3/31
	12か月(令和5年度)の平均利用者数(令和5年4月～令和6年3月)													令和6年度		

※ 留意事項

- 施設外就労を実施している利用者については、利用者の延べ数から省くものとします。
- 指定更新月が4月の事業所は、更新申請書を前々月の2月末までに提出する必要があり、前年度の平均利用者数を算出できないことから、便宜上、届出は直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除した数として下さい。(前年度の2月から当該年度の月における平均利用者数)ただし、実際の配置は、前年度の平均利用者数を用いて行うことに留意してください。

4 従業者の員数等を算定する場合の利用者の数の考え方

(2) 前年度において1年未満の実績しかない場合



(例) 令和4年5月1日指定の場合

1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目	13月目	14月目
定員の90%	定員の90%	定員の90%	定員の90%	定員の90%	定員の90%	直近6月 (5~10月)	直近6月 (6~11月)	直近6月 (7~12月)	直近6月 (8~1月)	直近6月 (9~2月)	直近6月 (10~3月)	直近1年 (R4.5~R5.4月)	直近1年 (R4.6~R5.5月)
6月未満の場合						6月以上1年未満の場合						1年以上経過している場合	
5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1	6/1

※ 新設又は増床後、6月以上から前年度の実績ができるまでは、「直近」の実績を用いるため、毎月利用者の数が変動する可能性があります。

5 サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者 (サビ児管)に関する取扱い

5 サビ児管に関する取扱い

(1) サビ児管に関する告示の改正

ア 実践研修の受講に必要な実務経験

◆ 改正の概要

改正前	改正後
基礎研修修了後、実践研修受講までに2年以上の実務経験が必要	<p>改正前の内容を原則としつつ、次の①から③の要件を全て満たす場合は、<u>例外的に実務経験6か月以上で受講できる。</u></p> <ul style="list-style-type: none">① 基礎研修受講時に既にサビ児管としての配置に必要な実務経験を満たしている。② 実践研修を受講するための実務経験として、事業所等において個別支援計画作成に係る一連の業務に従事している。③ ②の業務に従事することを指定権者に届け出ている。

◆ 本市への届出等

- 改正後の要件③で指定権者への届出(変更届出)が定められています。
(資料集10ページから11ページの「指定内容変更届出書【記載例】」参照)
- 実践研修受講者は市に提出した変更届出書の控えを受講時(広島県)に提出する必要があります。
各事業所において控えを管理していただくようお願いします。

・ 参考【広島県ホームページ】

「令和5年度広島県相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修について」

<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/kensyu.html>>

5 サビ児管に関する取扱い

(1) サビ児管に関する告示の改正

イ やむを得ない事由によりサビ児管が欠けた場合の措置

◆ 改正の概要

改正前	改正後
やむを得ない事由によりサビ児管が欠如した場合、欠如後 1 年間、サビ児管としての配置に必要な実務経験を有する者をサビ児管とみなして配置することができる。	改正前の内容に加えて、 <u>次の①から③の要件を全て満たす者</u> については、当該者が実践研修を修了するまでの間に限り、サビ児管として最長2年間配置ができる。 ① サビ児管としての配置に必要な実務経験を満たしている。 ② サビ児管が欠如した時点で既に基礎研修を修了済みである。 ③ サビ児管が欠如する以前からサビ児管以外の職員として当該事業所に配置されている。

「やむを得ない事由」

サビ児管が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサビ児管を直ちに配置することが困難な場合。

◆ みなしで配置しようとする場合の事前協議

- やむを得ない事由によるサビ児管の欠如の際に、実務経験者をみなしで配置しようとする場合には、事前に当課へ協議をしてください。協議なく配置した場合は、対象となりません。

5 サビ児管に関する取扱い

(2) サビ児管配置に関する留意事項

現在、サビ児管として配置されている方で、次の事項に該当する場合は引き続きサビ児管として配置することができず、サビ児管が欠如することになります。

◆ 平成31年3月31日以前のサビ児管研修修了者

- 令和5年度末までに更新研修を受講しなければ、サビ児管として引き続き配置することができません。
- 期限までに更新研修を修了しなかった場合は、実践研修の受講が必要です。

◆ 令和元年度から令和3年度までにサビ児管の基礎研修を受講され、みなし配置で従事している方

- 基礎研修受講後3年以内に実践研修を受講していない場合、サビ児管として引き続き配置することができません。
→ 令和3年度に基礎研修修了者となった方で、令和6年度の実践研修を修了していない場合は配置できません。

6 就労支援事業に関する 会計処理の取扱い

6 就労支援事業に関する会計処理の取扱い

(1) 就労支援事業会計

強制適用: 就労支援事業(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)
任意適用: 生産活動を実施している生活介護(法人の選択により就労支援事業会計を適用可能)

就労支援事業を行う事業所は、指定基準において、次の2点が求められています。

- ◆ 事業所又は障害者支援施設ごとに経理を区分するとともに、就労支援事業の会計とその他の事業の会計を区分しなくてはならない。
- ◆ 生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を賃金・工賃として利用者へ支払われなければならない。
[生産活動収入]－[生産活動に係る経費]＝[利用者に支払う賃金・工賃]



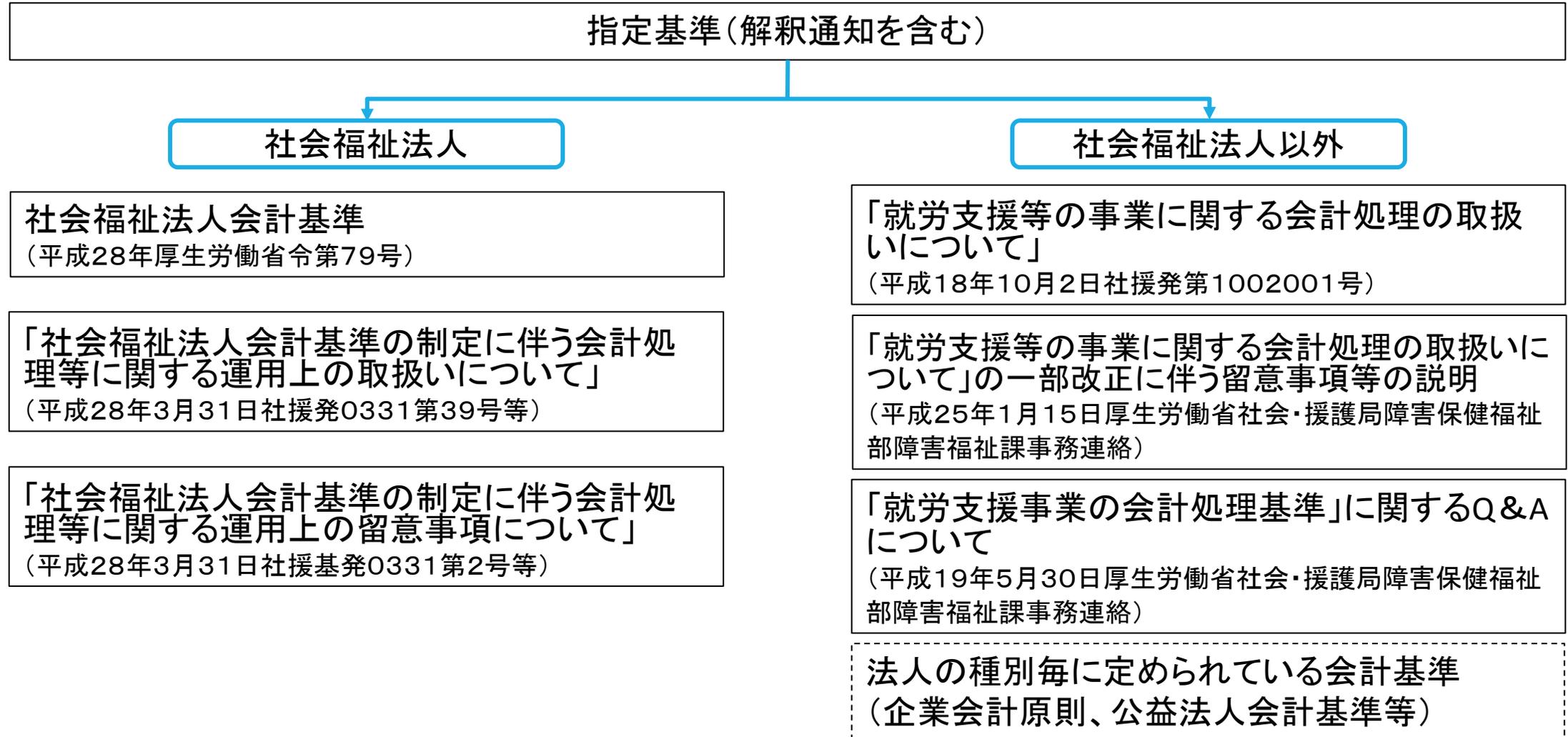
遵守するには・・・

生産活動における適切な原価管理を行い、適正な利用者賃金・工賃を算出する必要があります。

このため、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準、社会福祉法人以外の法人は就労支援事業会計基準の定めるところにより、会計処理を行うことが求められます。

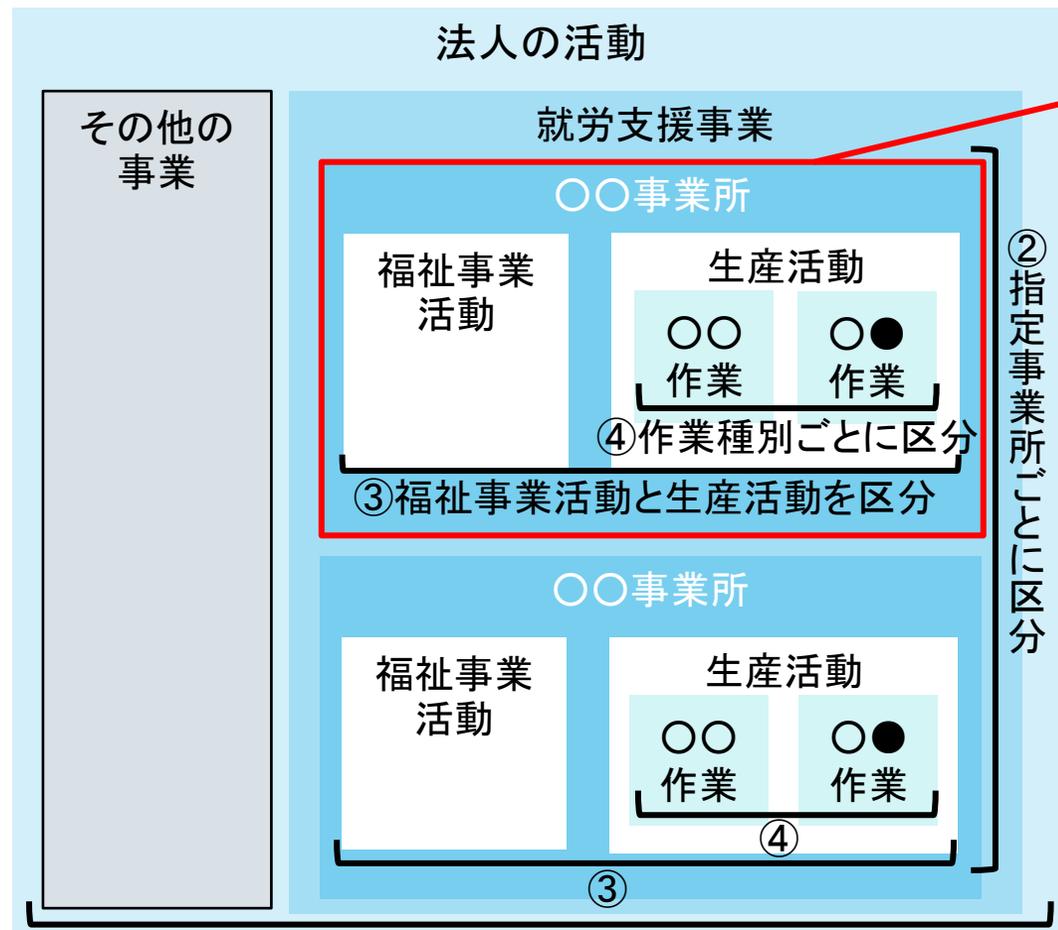
6 就労支援事業に関する会計処理の取扱い

(2) 準拠すべき会計基準(通知・事務連絡)



6 就労支援事業に関する会計処理の取扱い

(3) 会計区分



①就労支援事業とその他の事業を区分

福祉事業活動収入

- ◆ 国保連からの自立給付費
- ◆ 利用者からの本人負担金、日用品等の実費負担金
- ◆ 寄付金としての受領額
- ◆ その他、職員からの給食代や自動販売機収入等の雑収益

生産活動収入

- ◆ 生産活動により生じた収入例)
 - ・パンなどの製品の販売収入
 - ・清掃などの受託収入
 - ・仕入れた商品の販売収入
 - ・下請作業による加工賃収 等

福祉事業活動費用

- ◆ 利用者の支援に必要な費用
- ◆ 事業の運営事務に必要な費用

生産活動費用

- ◆ 生産活動に直接必要な費用例)
 - ・製造のための材料費
 - ・販売のための広告費
 - ・利用者賃金・工賃 等

6 就労支援事業に関する会計処理の取扱い

(4) 作成書類

就労支援事業を行う社会福祉法人以外の法人は、就労支援事業会計処理基準により以下の書類の作成が義務付けられています。各法人で準拠すべき会計基準により作成が必要な書類(法人全体の貸借対照表や損益計算書等)に加えて作成してください。

作成書類	書類の概要	対象法人
就労支援事業事業活動計算書	就労支援事業全体の計算書	全ての法人
就労支援事業事業活動内訳表	事業所ごとの損益の内訳表	複数の事業所を運営する法人のみ
就労支援事業別事業活動明細書	1つの事業所の生産活動に係る計算書	全ての法人
就労支援事業製造原価明細書	1つの事業所の製造業務費用の明細書	全ての法人
就労支援事業販管費明細書	1つの事業所の販売業務費用の明細書	全ての法人
就労支援事業明細書	1つの事業所の生産活動費用の明細書	年間売上高が5,000万円以下の場合には製造原価明細書、販管費明細書の作成に替えて当該明細書のみ作成でもよい。
その他の積立金明細表	積立金の明細表	積立金を計上している法人のみ
その他の積立資産明細表	積立資産の明細表	積立資産を計上している法人のみ

※社会福祉法人は社会福祉法人会計基準に則り書類を作成してください。

7 事業所とは別の場所で行われる支援

7 事業所とは別の場所で行われる支援

(1) 事業所とは別の場所で行われる支援

〔 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型 〕

企業内等で常時又は一定期間に亘って指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所を中心に行われる支援のことです（屋外等通常の支援の延長として指定障害福祉サービス等とは別の場所で一時的に行われる支援は除きます。）。

◆ 支援の種類

- 施設外支援
- 施設外就労
- 在宅支援

【R4.2.10 障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A Vol.6】(抜粋)

問1 事業所とは別の場所で行われる支援

イベント等における出店や、販促のためのチラシ配り・ポスティング等の生産活動は、「屋外等通常の支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援」として基本報酬を算定できるという理解でよいか。

答 貴見のとおり。「屋外等通常の支援の延長として指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で一時的に行われる支援」は、原則事業所内で行われている生産活動に関連するものを想定しているため、個々の事例が該当するかどうかは、当該事業所で行われている生産活動の内容等も踏まえた上で適切に判断すること。

7 事業所とは別の場所で行われる支援

(2) 施設外支援

施設外支援とは、企業内等で行われる企業実習等への支援のことです。1年間に180日間を限度として算定可能です。

要件

- | | |
|---|--|
| ① | 施設外支援の内容を、運営規程に位置付けること。 |
| ② | 施設外支援の内容を、事前に個別支援計画に位置付け、1週間ごとに個別支援計画の内容について必要な見直しを行ない、支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められていること。 |
| ③ | 利用者又は実習受入事業者等から、施設外支援の提供期間中の利用者の状況について、聞き取りを行い、日報を作成すること。 |
| ④ | 施設外支援の提供期間中における緊急時の対応ができる体制が整っていること。 |

7 事業所とは別の場所で行われる支援

(3) 施設外就労

施設外就労とは、企業から請け負った作業を企業内で行う支援のことです。

要件	
①	施設外就労の総数が利用定員を超えないこと。 (例：定員20人の事業所の場合、施設外就労を行う利用者は利用定員とは別に20人まで。)
②	施設外就労を行う日の利用者数に対して報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること。
③	施設外就労の提供を、運営規程に位置付けること。
④	施設外就労を事前に個別支援計画に位置付け、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行に資すると認められること。また、訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。
⑤	施設外就労の提供期間中における緊急時の対応ができる体制が整っていること。

※ 報酬の適用単価は、主たる事業所の利用定員に基づく単価を適用してください。

7 事業所とは別の場所で行われる支援

(3) 施設外就労について

※ 留意事項

- 施設外就労先の企業と、請負作業に関する契約を締結してください。
- 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行ってください。
- 施設外就労における就労規則を設けてください。
- 施設外就労に関する実績を、毎月の報酬請求に合わせて、障害自立支援課事業者指導係宛に提出してください。

7 事業所とは別の場所で行われる支援

(4) 在宅支援

在宅支援とは、在宅において利用する場合の支援のことです。

◆ 対象者

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断（支給決定）した者。

※ 留意事項

- 在宅でのサービス利用時に別の障害福祉サービスを同時に受けることはできません。
- 在宅と通所の支援を組み合わせることも可能ですが、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に支援する必要があります。
- 在宅で実施した訓練内容、支援内容、訓練状況、支援状況を指定権者から求められた場合には、提出できるようにしておいてください。
- 報酬の適用単価は、主たる事業所の利用定員に基づく単価を適用します。

7 事業所とは別の場所で行われる支援

(4) 在宅支援

要件

- ① 常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- ② 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報が作成を行うこと。また、作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。
- ③ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- ④ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- ⑤ 原則として月の利用日数のうち1日は、事業所職員による訪問又は在宅利用者の通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- ⑥ 在宅支援の提供期間中における緊急時の対応ができる体制が整っていること。

7 事業所とは別の場所で行われる支援

(4) 在宅支援

◆ 事業者が在宅支援を行うための手続き

提出先	障害自立支援課事業者指導係
提出時期	前月の15日まで
提出書類	<ul style="list-style-type: none">○ 変更届出書○ 運営規程（在宅支援の内容を明記）○ 在宅支援の体制について（広島市長宛）

- 在宅で行う訓練内容、支援内容を運営規程に記載してください。
- 書類に不備等があった場合、在宅支援の開始が遅れることがありますので、在宅支援に係る要件を満たしているか十分に確認してください。
- 在宅支援を行った翌月10日までに、「在宅支援に関する報告書」を障害自立支援課事業者指導係宛に提出してください。

7 事業所とは別の場所で行われる支援

(4) 在宅支援

◆ 利用者が在宅支援を受けるため(支給決定)の手続き

提出先	各区福祉課	
提出書類	新規利用時	<ul style="list-style-type: none">○ 就労移行支援、就労継続支援の在宅でのサービス利用に係る事業者意見書（各区福祉課宛）○ 個別支援計画案○ 在宅支援の体制について（各区福祉課宛）○ 就労移行支援のためのチェックリスト○ 運営規程の写し（指定権者に提出したものの写し）
	支給決定の更新時	<ul style="list-style-type: none">○ 訓練等給付費に係る支給決定の更新についての事業者意見書○ 就労移行支援、就労継続支援の在宅でのサービス利用に係る事業者意見書（各区福祉課宛）○ 更新後の個別支援計画案

◆ 参考

令和3年4月21日発出 厚生労働省事務連絡

「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン」について

8 加算・減算

8 加算・減算

(1) 福祉専門職員配置等加算

療養介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練、自立生活援助、自立訓練(生活訓練・機能訓練)、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

◆ 加算の算定要件

区分	要件
I	常勤の直接処遇職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が35%以上雇用されている
II	常勤の直接処遇職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士の資格保有者が25%以上雇用されている
III	生活支援員等のうち、①常勤職員が75%以上又は②勤続3年以上の常勤職員が30%以上である

※ 留意事項

- I又はIIを算定する場合、**常勤**の直接処遇職員のうち、資格保有者数が35%以上又は25%以上であることが要件です。非常勤の直接処遇職員の常勤換算人数を算入することはできません。
- 多機能型事業所又は障害者支援施設は、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて計算してください。
- 管理者が直接処遇職員を同時並行的に兼務している場合、兼務を行う時間が常勤時間に達していれば、常勤の直接処遇職員として取り扱うことができます。

8 加算・減算

(1) 福祉専門職員配置等加算

同一法人内の複数事業所を兼務し、勤務時間の合計が常勤時間に達している直接処遇職員については、次のとおりの取扱いとなります。

【H21.4.30 平成21年度障害福祉サービス報酬改定に関するQ&A VOL. 3 問1-1】

同一法人内の複数事業所の業務を兼務し、勤務した時間数の合計が常勤の時間数に達している従業者については、福祉専門職員配置等加算はどのように算定するのか

例1 生活支援員としての1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、就労継続支援B型事業所で10時間の場合

例2 生活支援員としての1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で20時間、就労継続支援B型事業所で20時間の場合

例3 1週間の勤務形態が、就労移行支援事業所で30時間、生活支援員として勤務し、共同生活介護事業所で10時間、サービス管理責任者として勤務している場合

答

1 福祉専門職員配置等加算の算定要件としては、

① 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が25%以上

② 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

ア 直接処遇職員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75%以上

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30%以上があるところである。

8 加算・減算

(1) 福祉専門職員配置等加算

- 2 このうち①及び②のイについては、原則として、当該事業所において雇用される常勤の直接処遇職員の実際の人数に着目して評価するものである。複数事業所を兼務する常勤の直接処遇職員については、1週間の勤務時間の2分の1を超えて当該事業所の直接処遇職員として従事する場合に、常勤の直接処遇職員(1人)として評価されたい。
- 3 また、②のアにおいては、「常勤の直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分子)」÷「直接処遇職員として勤務している従業者の合計勤務時間数(分母)」が75%以上の場合に、当該加算の算定対象となるものである。
- 4 例1: ①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員(1人)として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。
例2: ①及び②のイにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所又は就労継続支援B型事業所のいずれか一つの事業所において常勤の生活支援員(1人)として取り扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の双方において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。
例3: ①及び②のイにおいて評価する場合には、就労移行支援事業所の常勤の生活支援員(1人)として扱うこと又は②のアにおいて評価する場合は、就労移行支援事業所において、勤務時間数を分子、分母に算入することが可能である。

8 加算・減算

(2) 送迎加算

生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

区分	要件
I	1回の送迎につき平均10人以上が利用し(※利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合)、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合
II	1回の送迎につき平均10人以上が利用している(※利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合)、又は、週3回以上の送迎を実施している場合
重度	生活介護利用者で障害支援区分5若しくは障害支援区分6に該当する者又はこれに準ずる者が60%以上いる場合はさらに片道28単位加算する。

※ 留意事項

- 居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となります。ただし、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があります。
- 事業所から別の事業所までの送迎を行った場合は、算定の対象となりません。
- 外部事業者へ委託する場合も対象となります。

8 加算・減算

(3) 欠席時対応加算

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

要件

利用者がサービスの利用を予定していた日に、急病等により利用が中止となったとき、利用者または家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、その内容等を記録した場合に算定する。

※ 留意事項

- 利用を中止した、前々日、前日、当日中の連絡があったものについて算定可能（営業日で判断）この際、利用予定日と連絡があった日の両方を記録してください。
- 直接の面会や自宅への訪問は不要です。
- 記録について、定型文や欠席のみの記載ではなく、相談援助を行った記録を残してください。
- 当加算の算定した日について、実績記録表に記載し、利用者からの確認を得てください。
- 欠席時対応加算を算定した日については、利用日数に含めないものとして差し支えありません。
- 自己負担の有無に関わらず、利用者に事前に説明の上、算定してください。

8 加算・減算

(4) 食事提供体制加算

生活介護、短期入所、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援(児童発達支援センターに限る)、医療型児童発達支援

対象者	要件	算定方法
低所得者 (受給者証に記載あり)	事業所の責任において食事提供のための体制を整えているもの※として届け出ていること (※事業所に従事する調理員による食事の提供、又は調理業務を第三者に委託している等)	食事の提供を行った場合に日単位で算定

① 勤務形態一覧表上の留意点

生活支援員などの直接処遇職員が、食事提供体制加算の算定に必要な調理員を兼務している場合、勤務形態一覧表では、それぞれの勤務時間を2行に分けて記載してください。

② よくある質問・回答

質問	回答
食事の提供に際し、人員配置はどのようにすればよいか。	事業所に従事する栄養士や調理員の配置が必要になるが、食事提供に関する業務を事業所の最終的責任の下で、第三者に委託することは差し支えない。その場合には委託契約書等の写し等を事業所内で保管しておくこと。

8 加算・減算

(4) 食事提供体制加算

② よくある質問・回答

質問	回答
調理員は生活支援員や職業指導員(以下、「生活支援員等」という。)と兼務することは可能か。	生活支援員等と兼務することは可能である。 ただし、兼務した場合には、生活支援員等が調理する時間を生活支援員等の常勤換算には含めることはできないことに留意されたい。
出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供する場合は、加算の対象になるか。	対象にならない。 ただし、施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。)、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められる。 その場合には委託契約書等の写し等を事業所内で保管しておくこと。
食事の提供に当たり必要な設備はどのように考えたらよいか。	事業所における定員や食事の提供方法に差があることから、一律に要件を設けることは難しいが、定員数の利用者に対して支障なく食事が提供できるような設備を設けることは必要である。
利用者に対し、実費負担をどの範囲まで求めることが可能か。	食材料費に相当する額のみ徴収することができる。
食事提供体制加算を算定していない事業所において、低所得者に対して食事の提供を行った場合、食事提供に要する費用のすべてを当該利用者から徴収してもよいか。	「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」(平成18年厚生労働省告示第545号)に規定されているとおり、低所得者からは食材料費に相当する額のみ徴収することができる。

8 加算・減算

(4) 食事提供体制加算

② よくある質問・回答

質問	回答
<p>次のような場合、加算の算定は可能か。</p> <p>①施設には来てサービスを受けたが、途中で体調を崩して食事を取らなかった場合。</p> <p>②施設を急に休んでしまったが、施設では既に当該利用者の食事を作り、保存していた場合。</p>	<p>食事提供体制加算については、本体報酬が算定されている日のみ算定が可能である。</p> <p>そのため、①の場合は算定が可能だが、②の場合は本体報酬が算定されないため、算定は不可である。ただし、利用者からキャンセル料として食材料費を徴収できるかは、利用者と事業者の契約による。</p>
<p>食事提供の際に最低限遵守しておくことはあるか。</p>	<p>主として、以下の点の留意されたい。</p> <p>① あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ておくこと。</p> <p>② 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うこと。</p> <p>③ 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。</p> <p>④ 食事の提供を行う場合であって、事業所内に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めること。</p> <p>※ 短期入所については、例外あり(指定基準第122条)。</p>

8 加算・減算

(5) 身体拘束廃止未実施減算

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、共生型障害児通所支援

減算対象	減算内容
① 身体拘束等に係る記録が行われていない場合	①～④のいずれかに該当する事実が生じた場合、改善が認められた月までの間について1日に5単位を所定単位数から減算する。
② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的 に開催(年1回以上)していない場合	
③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合	
④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施(年1回以上)していない場合	

※ 留意事項

- 身体拘束を行っていない場合でも②～④は取り組む必要があります。
- 虐待防止委員会で身体的拘束等の適正化について検討する場合には、身体拘束適正化検討委員会を開催しているものとみなします。
- 実地指導時に減算対象の事案を確認した場合、実地指導実施月の翌月から改善状況報告書の提出期日まで(最短でも3か月間)が減算の対象となります。

8 加算・減算

(6) サビ児管欠如減算

療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援(児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)、放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

◆ 減算の具体的取扱い

欠如の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される。

◆ 算定される単位数

欠如期間	算定単位数
減算が適用される月から5月未満の月	所定単位数の70%を算定
減算が適用される月から連続して5月以上の月	所定単位数の50%を算定

(例) 1月に欠如し、8月に欠如が解消された場合(12月31日付けでサビ児管が退職し、8月1日にサビ児管を配置)

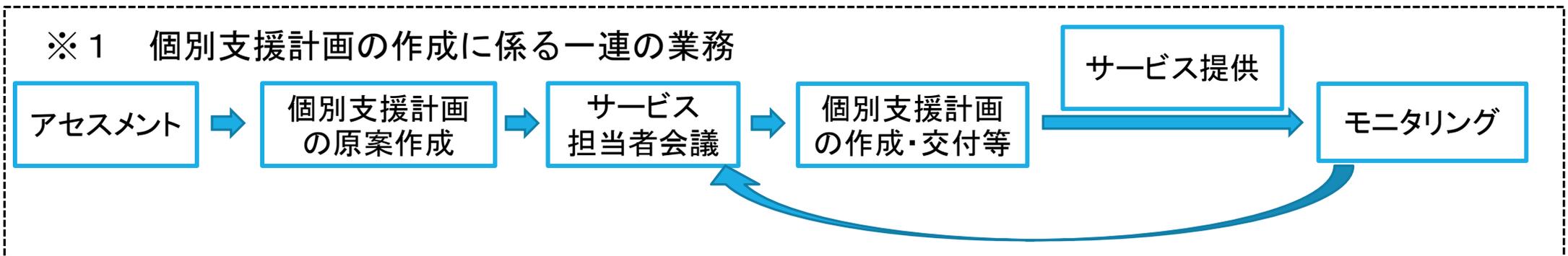
1月 (当月)	2月 (翌月)	3月 (翌々月)	4月	5月	6月	7月 (5月後)	8月
欠如		30%減算				50%減算	

8 加算・減算

(7) 個別支援計画未作成減算

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。)、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援(指定発達支援医療機関において行う場合を除く。)、基準該当通所支援(みなし基準該当通所支援を除く。)

減算対象	減算内容
① サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない場合	減算が適用される月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで
② 個別支援計画の作成に係る一連の業務※ ¹ が適切に行われていない場合。	◆ 減算が適用される月から3月未満 所定単位数の70%算定(30%減算) ◆ 3月目以降 所定単位数の50%算定(50%減算)



8 加算・減算

(8) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い

◆ 原則

複数の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、それぞれの減算割合を乗じます。

◆ 例外

① 定員超過利用減算及び人員欠如減算の場合

減算となる単位数が大きい方についてのみ減算します。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行ってください。

【例1】定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の50に該当する場合
⇒所定単位数の100分の50の報酬を算定

【例2】定員超過利用減算について所定単位数の100分の70に、人員欠如減算について所定単位数の100分の70に該当する場合
⇒所定単位数の100分の70の報酬を算定

8 加算・減算

(8) 複数の減算事由に該当する場合の取扱い

◆ 例外

② サービス管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算の場合

いずれの減算も同様に事業所の体制に係るものであり、相互に連動して二重に減算される関係にあることから、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算を適用します。

(サービス管理責任者が欠如した月に個別支援計画未作成も生じた場合)

	当月	2月後	3月後	4月後	5月後	6月後	7月後
サービス管理責任者欠如減算	—	—	30%減算				50%減算
個別支援計画未作成減算	30%減算		50%減算				
適用となる減算単位	30%	30%	50%	50%	50%	50%	50%

9 福祉・介護職員処遇改善

9 福祉・介護職員処遇改善

(1) 加算の算定に係る届出

- ◆ 提出書類: 障害福祉サービス等処遇改善計画書

- ※ 新規で加算を取得する場合や、キャリアパス要件の区分に変更がある場合は、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」も併せてご提出ください。

- ◆ 提出期限: 算定を受けようとする月の前々月の末日

- ※ ただし、4月又は5月から加算を取得するに当たり提出する計画書の提出期限は、例年、特例により4月中旬となっております。年度末に改めて通知を行いますので、確認のうえご提出ください。

(2) 実績報告書の提出

- ◆ 提出書類: 障害福祉サービス等処遇改善実績報告書

- ◆ 提出期限: 毎年度、賃金改善が完了した2か月後の末日まで

(最終の加算の支払いがあった月が5月の場合、提出期限は7月末となります。)

- ※ 提出を行われない場合は、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となりますのでご注意ください。

9 福祉・介護職員処遇改善

(3) よくあるお問合せ

質問	回答
福祉・介護職員処遇改善における賃金改善実施期間はいつから、いつまでか。	原則4月(年度の途中で加算の算定を受ける場合、当該加算を受けた月)から翌年の3月までとなる。 ただし、国保連からの支払いが6月になるため、賃金改善実施期間を6月からとすることも可能である。
法人の役員も処遇改善加算等の支給対象者となるか。	加算は福祉職員の賃金改善を行うことが目的であり、役員報酬のみを収入としている場合は対象とならない。 ただし、福祉職員として勤務し、役員報酬とは別に、賃金を得ている場合は当該部分については、加算の対象となる。

(4) 参考

【広島市HP】【令和5年度】福祉・介護職員処遇改善加算等の算定に係る届出の様式
<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/326807.html> (ページ番号:326807)

10 利用者負担額を受領

10 利用者負担額の受領

(1) 支払いを受ける費用

- サービス提供を行った際は、利用者からサービス提供に係る利用者負担額の支払いを受けてください。
- 法定代理受領を伴わないサービス提供を行った際は、利用者から、サービス提供に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払いを受けてください。
- 利用者負担額のほか、利用者から受けることができる、サービスにおいて提供される便宜に要する費用は、次に掲げるとおりです。

【便宜に要する費用】

サービス	費用の内容
就労移行支援 就労継続支援	<ul style="list-style-type: none">○ 食事の提供に要する費用○ 日用品費○ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの<ul style="list-style-type: none">・ 身の回り品として日常生活に必要なもの・ 教養娯楽等として日常生活に必要なもの・ 利用者の希望によって、送迎を提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none">○ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において、サービスを提供する場合、それに要した交通費の額

10 利用者負担額の受領

(2) 留意事項

- ア 利用者から支払を受けた場合は、必ず領収証を交付してください。
- イ サービスの提供に当たっては、利用者へあらかじめサービス内容及び費用について説明し、同意を得てください。
- ウ 「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの」(その他の日常生活費)の具体的な範囲は、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日障発第1206002)に規定されています。
 - 「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき提供される日常生活上の便宜に係る経費が対象です。利用者一律に提供し、全ての利用者から画一的にその費用を徴収することはできません。
 - 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用徴収はできません。
 - 徴収する費用はサービスに対する実費相当額の範囲内としてください。
 - 徴収に当たっては、その対象及び額を運営規程に定めてください。

11 補助金

11 補助金

(1) 新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業

(ア) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

新型コロナウイルスの感染者等が発生した施設・事業所において、建物の消毒に要する費用や職員の感染等に伴う人員確保等、サービスの継続に必要な経費を補助します。

助成対象の区分	対象サービス種別	対象経費
① 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した施設・事業所	全サービス共通	<ul style="list-style-type: none">・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費・自費検査費用(一定の要件に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所に限る)・施設・事業所の消毒・清掃費用・感染症廃棄物の処理費用・感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用(以下の費用は、代替サービス提供期間の分に限る)
② 感染者と接触があった者(感染者と同居している場合に限る。)に対応した施設・事業所	短期入所 入所・居住系 訪問系	<ul style="list-style-type: none">・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用・代替場所の確保費用(使用料)・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金・代替場所や利用者宅への旅費・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)
③ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した事業所(①、②の場合を除く)	施設入所支援 共同生活援助	<ul style="list-style-type: none">・自費検査費用(一定の要件に該当する障害者支援施設又は共同生活援助事業所に限る)
④ ①以外の事業所であって、居宅で生活している利用者に対して、当該事業所の職員が利用者の居宅等への訪問により、できる限りのサービスを提供した事業所	通所系	<ul style="list-style-type: none">・代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用・代替場所の確保費用(使用料)・居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金・代替場所や利用者宅への旅費・利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用・通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)

11 補助金

(1) 新型コロナウイルス感染症に係るサービス継続支援事業

(イ) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

感染者が発生した施設・事業所からの利用者の受入れや当該施設・事業所への応援職員の派遣等、協力する施設・事業所において必要な経費を補助します。

助成対象の区分	対象サービス種別	対象経費
① (ア)の①に該当する施設・事業所に対し、協力する施設・事業所	全サービス共通	・追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用
② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した障害福祉サービス等事業所に対し、協力する施設・事業所		

(ウ) 通所系サービスによる安否確認等実施支援※令和5年4月1日～令和5年5月31日実施分が対象です。

通所系サービス事業所が休業し、又は利用者がサービスの利用を休止した場合において、介護給付費等報酬算定の対象とせず、事業者負担により電話等による安否確認等を実施した場合に、利用者1人1回当たり2千円を補助します。

詳細はホームページをご覧ください。

【広島市ホームページ】広島市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所等に対するサービス継続支援事業

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/178777.html> (ページ番号: 178777)

11 補助金

(2) 広島市障害福祉人材養成支援補助金

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害児相談支援

◆ 補助対象資格等及び補助金額

補助対象資格等	補助金額
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	1人につき100,000円
相談支援専門員	1人につき50,000円
たん吸引等を行うことができる介護職員	1人につき50,000円
強度行動障害支援者(実践研修)	1人につき40,000円

◆ 申請期限

- ① 4月から9月までに資格証等の交付を受けた場合 → 当該月の属する年度の10月31日
- ② 10月から3月までに資格証等の交付を受けた場合 → 当該月の属する年度の3月31日

【広島市ホームページ】広島市障害福祉人材養成支援事業について

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18745.html>

ページ番号:18745

12 就労系サービスにおける 主な通知等

12 就労系サービスにおける主な通知等

広島市ホームページ掲載場所

○ページ番号 0000262469

○リンク <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/262469.html>

(トップページ>福祉・介護>事業者の方へ>お知らせ>就労系サービスにおける主な通知等)

令和5年度障害福祉サービス等
事業者集団指導研修は以上になります。

ご清聴ありがとうございました。